

平成 25 年 9 月 30 日

こども家庭部子育て支援課

## 練馬区子ども・子育て会議について

### 1 設置目的

- (1) 区の子ども・子育て支援事業計画への子育て当事者等の意見の反映するため。
- (2) 区における子ども・子育て支援施策を地域の子どもおよび子育て家庭の実情を踏まえて実施するため。

### 2 所掌事項

- (1) 子ども・子育て支援法に基づく給付費の支給対象となる教育・保育施設および地域型保育事業の利用定員の設定に関し、意見を述べること。
- (2) 区の子ども・子育て支援事業計画の策定・変更に関し、意見を述べること。
- (3) 区の子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項および当該施策の実施状況を調査審議すること。

例：次世代育成支援行動計画の実施状況に関する評価、等

### 3 委員の構成

会議は、つぎに掲げる者につき、区長が教育委員会の意見を聴いて委嘱する委員15人以内をもって組織する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、区長が必要と認める者

### 4 委員の任期

2年

ただし、条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、平成27年3月31日までとする。